

審査基準（公表用）

様式第3号

所管課 産業政策課

法令名	中小企業団体の組織に関する法律	法令の番号	昭和32年法律第185号						
手続名	商工組合及び商工組合連合会の定款の変更の認可	根拠条項	第47条第2項						
審査基準	<p>第47条第2項において準用する中小企業等協同組合法第51条第2項の規定による商工組合及び商工組合連合会の定款の変更の認可に係る審査基準については、第42条第1項の規定による商工組合及び商工組合連合会の設立の認可に係る審査基準を準用する。</p>								
	受付機関	産業政策課	処理機関	産業政策課	交付機関	産業政策課	標準処理期間	30日	目次
						標準経由期間	日	NO	